

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素

化促進事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

○農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号（令和六年十二月二十七日）

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の施行に伴い、項及び第十九項並びに第二十二條の三第一項の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（令和四年農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請)</p> <p>第三条 法第二十二條の二第一項の規定により地域脱炭素化促進事業計画の認定を申請しようとする者は、別記様式第一による申請書を計画策定市町村(法第二十二條の五第一項の規定により法第二十二條の二、第二十二條の三、第二十二條の十五及び第二十二條の十六の規定において計画策定市町村又は計画策定市町村の長の権限に属させた事項を当該計画策定市町村が属する都道府県又は都道府県知事が処理する場合にあつては、当該都道府県。以下同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(地域脱炭素化促進事業計画に係る情報の公表)</p> <p>第七条 法第二十二條の二第十九項の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 (第三条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行為</th> <th>書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>法第二十二條の二第四項第七号に掲げる行為(宅地造成(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第二条第二号に掲げる宅地造成をいう。))又は特定盛土等(宅地造成及び特定盛土等規制法第二条第三号に掲げる特定盛土等をいう。以下同じ。))に関する工事に係るものに限る。)</u></td> <td><u>別記様式第二の十による書類の正本及び副本に、それぞれ、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号)第七条第一項各号に掲げる書類を添付したものの</u></td> </tr> <tr> <td><u>法第二十二條の二第四項第七号に掲げる行為(土石の堆積(宅地造成及び特定盛土等規制法第二条第四号に掲げる土石の堆積をいう。以下同じ。))に関する工事に係るものに限る。)</u></td> <td><u>別記様式第二の十一による書類の正本及び副本に、それぞれ、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第七条第二項各号に掲げる書類を添付したもの</u></td> </tr> <tr> <td><u>法第二十二條の二第四項第八号に掲げる行為(特定盛土等に関する工事に係るものに限る。)</u></td> <td><u>別記様式第二の十による書類の正本及び副本に、それぞれ、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第六十三条第一項各号に掲げる書</u></td> </tr> </tbody> </table>	行為	書類	(略)	(略)	<u>法第二十二條の二第四項第七号に掲げる行為(宅地造成(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第二条第二号に掲げる宅地造成をいう。))又は特定盛土等(宅地造成及び特定盛土等規制法第二条第三号に掲げる特定盛土等をいう。以下同じ。))に関する工事に係るものに限る。)</u>	<u>別記様式第二の十による書類の正本及び副本に、それぞれ、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号)第七条第一項各号に掲げる書類を添付したものの</u>	<u>法第二十二條の二第四項第七号に掲げる行為(土石の堆積(宅地造成及び特定盛土等規制法第二条第四号に掲げる土石の堆積をいう。以下同じ。))に関する工事に係るものに限る。)</u>	<u>別記様式第二の十一による書類の正本及び副本に、それぞれ、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第七条第二項各号に掲げる書類を添付したもの</u>	<u>法第二十二條の二第四項第八号に掲げる行為(特定盛土等に関する工事に係るものに限る。)</u>	<u>別記様式第二の十による書類の正本及び副本に、それぞれ、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第六十三条第一項各号に掲げる書</u>	<p>(地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請)</p> <p>第三条 法第二十二條の二第一項の規定により地域脱炭素化促進事業計画の認定を申請しようとする者は、別記様式第一による申請書を計画策定市町村に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(地域脱炭素化促進事業計画に係る情報の公表)</p> <p>第七条 法第二十二條の二第十七項の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 (第三条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行為</th> <th>書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	行為	書類	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
行為	書類																				
(略)	(略)																				
<u>法第二十二條の二第四項第七号に掲げる行為(宅地造成(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第二条第二号に掲げる宅地造成をいう。))又は特定盛土等(宅地造成及び特定盛土等規制法第二条第三号に掲げる特定盛土等をいう。以下同じ。))に関する工事に係るものに限る。)</u>	<u>別記様式第二の十による書類の正本及び副本に、それぞれ、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号)第七条第一項各号に掲げる書類を添付したものの</u>																				
<u>法第二十二條の二第四項第七号に掲げる行為(土石の堆積(宅地造成及び特定盛土等規制法第二条第四号に掲げる土石の堆積をいう。以下同じ。))に関する工事に係るものに限る。)</u>	<u>別記様式第二の十一による書類の正本及び副本に、それぞれ、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第七条第二項各号に掲げる書類を添付したもの</u>																				
<u>法第二十二條の二第四項第八号に掲げる行為(特定盛土等に関する工事に係るものに限る。)</u>	<u>別記様式第二の十による書類の正本及び副本に、それぞれ、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第六十三条第一項各号に掲げる書</u>																				
行為	書類																				
(略)	(略)																				
(新設)	(新設)																				
(新設)	(新設)																				
(新設)	(新設)																				

<p>法第二十二條の二第四項第八号に掲げる行為（土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）</p>	<p>類を添付したもの 別記様式第二の十一による書類の正本及び副本に、それぞれ、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第六十三條第二項各号に掲げる書類を添付したもの</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>法第二十二條の二第四項第十号に掲げる行為</p>	<p>別記様式第二の十二による書類、河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第十一條の二第二項第一号から第四号まで及び第九号に掲げる図書並びに上欄に掲げる行為が河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十六條第一項の許可を要しない工作物の新築、改築又は除却を伴う場合にあっては、当該工事の計画の概要を記載した図書</p>	<p>法第二十二條の二第四項第七号に掲げる行為</p>	<p>別記様式第二の十による書類、河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第十一條の二第二項第一号から第四号まで及び第九号に掲げる図書並びに上欄に掲げる行為が河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十六條第一項の許可を要しない工作物の新築、改築又は除却を伴う場合にあっては、当該工事の計画の概要を記載した図書</p>
<p>法第二十二條の二第四項第十号に掲げる行為（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八條第一項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。）の認定に係るものに限る。）</p>	<p>別記様式第二の十三による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第五條の五の五第二項各号に掲げる書類及び図面</p>	<p>法第二十二條の二第四項第八号に掲げる行為（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八條第一項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。）の認定に係るものに限る。）</p>	<p>別記様式第二の十一による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第五條の五の五第二項各号に掲げる書類及び図面</p>
<p>法第二十二條の二第四項第十号に掲げる行為（熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五條第一項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。）の認定に係るものに限る。）</p>	<p>別記様式第二の十四による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二條の十一の五第二項において準用する第五條の五の五第二項各号に掲げる書類及び図面</p>	<p>法第二十二條の二第四項第八号に掲げる行為（熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五條第一項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。）の認定に係るものに限る。）</p>	<p>別記様式第二の十二による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二條の十一の五第二項において準用する第五條の五の五第二項各号に掲げる書類及び図面</p>
<p>法第二十二條の二第四項第十一号に掲げる行為</p>	<p>別記様式第二の十五による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二條の三十五第二項各号に掲げる書類及び図面</p>	<p>法第二十二條の二第四項第九号に掲げる行為</p>	<p>別記様式第二の十三による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二條の三十五第二項各号に掲げる書類及び図面</p>

別記様式第1 (地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2関係)

地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書

年 月 日

{都道府県知事}
{市町村長} 殿

(略)
(別紙)

地域脱炭素化促進事業計画

1～7 (略)

8 特例措置に関する事項 (別記様式第2の1～別記様式第2の15)

(1)～(9) (略)

10 宅地造成等工事規制区域 (宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第191号) 第10条第1項の宅地造成等工事規制区域をいう。以下同じ。)内において行う行為であって、同法第12条第1項の許可を受けなければならないもの又は特定盛土等規制区域 (同法第26条第1項の特定盛土等規制区域をいう。以下同じ。)内において行う行為であって、同法第30条第1項の許可を受けなければならないものを行う場合であって、同法第2条第2号に掲げる宅地造成をいう。)又は特定盛土等 (同法第2条第3号に掲げる特定盛土等をいう。)に関する工事に係るものについては、別記様式第2の10に必要な事項を記載の上、その正本及び副本を添付すること。

11 宅地造成等工事規制区域内において行う行為であって、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を受けなければならないもの又は特定盛土等規制区域内において行う行為であって、同法第30条第1項の許可を受けなければならないものを行う場合において、土石の堆積 (同法第2条第4号に掲げる土石の堆積をいう。)に関する工事に係るものについては、別記様式第2の11に必要な事項を記載の上、その正本及び副本を添付すること。

12 河川法 (昭和39年法律第167号) 第23条の2 (同法第100条第1項において準用する場合を含む。)の登録を受けなければならない行為を行う場合においては、別記様式第2の12に必要な事項を記載の上、これを添付すること。

13 熱回収 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第9条の2の4第1項に規定する熱回収をいう。申請者が同法第9条の2の4第1項の認定を受けることを希望する場合に限る。)を行う場合においては、別記様式第2の13に必要な事項を記載の上、これを添付すること。

14 熱回収 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項に規定する熱回収をいう。申請者が同法第15条の3の3第1項の認定を受けることを希望する場合に限る。)を行う場合においては、別記様式第2の14に必要な事項を記載の上、これを添付すること。

別記様式第1 (地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2関係)

地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

(略)
(別紙)

地域脱炭素化促進事業計画

1～7 (略)

8 特例措置に関する事項 (別記様式第2の1～別記様式第2の13)

(1)～(9) (略)

(新設)

10 河川法 (昭和39年法律第167号) 第23条の2 (同法第100条第1項において準用する場合を含む。)の登録を受けなければならない行為を行う場合においては、別記様式第2の10に必要な事項を記載の上、これを添付すること。

11 熱回収 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第9条の2の4第1項に規定する熱回収をいう。申請者が同法第9条の2の4第1項の認定を受けることを希望する場合に限る。)を行う場合においては、別記様式第2の11に必要な事項を記載の上、これを添付すること。

12 熱回収 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項に規定する熱回収をいう。申請者が同法第15条の3の3第1項の認定を受けることを希望する場合に限る。)を行う場合においては、別記様式第2の12に必要な事項を記載の上、これを添付すること。

15) 指定区域（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の指定区域をいう。）内において行う行為であつて、同法第15条の19第1項の届出をしなければならないものを行う場合にあっては、別記様式第2の15に必要事項を記載の上、これを添付すること。

9 (略)
 (別表1)・(別表2) (略)
 別記様式第2の10

別記様式第1別紙3(1)又は別紙4(2)①の施設等の番号

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の特例措置
 (地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第7号又は第8号
 (宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。)) 関係

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第12条第1項 第30条第1項}	氏名	特例の適用を受けようとする者
1 工事主住、所氏名 (法人役員住住所氏名)	()	()
2 設計者住所氏名		
3 工事施行者住所氏名		
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5 土地の面積	平方メートル	
6 工事着手前の土地利用状況		
7 工事完了後の土地利用		
8 盛土のタイプ	平地盛土・覆付け盛土・谷埋め盛土	
9 土地の地形	溪流等への該当 有・無	
イ 盛土又は切土の高さ	メートル	
	平方メートル	
ロ 盛土又は切土をする土地の面積	盛土	平方メートル
	切土	平方メートル

15) 指定区域（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の指定区域をいう。）内において行う行為であつて、同法第15条の19第1項の届出をしなければならないものを行う場合にあっては、別記様式第2の13に必要事項を記載の上、これを添付すること。

9 (略)
 (別表1)・(別表2) (略)
 (新設)

10	工事の概要	壁	番号	構造	高さ	延長
			番号	種類	高さ	延長
10	ホ 崖面崩壊防止施設		番号	種類	高さ	延長
					メートル	メートル
	ハ 排水施設		番号	種類	高さ	延長
					センチメートル	メートル
	ト 崖面の保護の方法		番号	種類	高さ	延長
					内法 ^{のり} 寸法	
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法		番号	種類	高さ	延長
	リ 工事中の危害防止のための措置		番号	種類	高さ	延長
	ヌ その他の措置		番号	種類	高さ	延長
	ル 工事着手予定年月日		番号	種類	高さ	延長
					年 月 日	
	ヲ 工事完了予定年月日		番号	種類	高さ	延長
					年 月 日	
	ワ 工程の概要		番号	種類	高さ	延長
11	その他の必要な事項					

註1 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項又は第30条第1項の特例の適用を受けようとする者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

- 2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入すること。
- 3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付すこと。
- 4 3欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。
- 6 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付すこと(複数選択可)。

- 7 9 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第12条に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 8 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 別記様式第2の11

別記様式第1別紙3(1)又は別紙4(2)①の施設等の番号	
------------------------------	--

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の特例措置
 （地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第7号又は第8号
 （土石の堆積に関する工事に係るものに限る。） 関係

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第12条第1項 第30条第1項} の特例の適用を受けようとする者		氏名	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	ホ 勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		

(新設)

7	工事の概要	ト	空地の設置	番号	空地の幅	メートル
		チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
		リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
		ヌ	工事中の危害防止のための措置			
		ル	その他の措置			
		ヲ	工事着手予定年月日		年	月
		ヅ	工事完了予定年月日		年	月
		カ	工程の概要			
8	その他の必要な事項					

注1 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項又は第30条第1項の特例の適用を受けようとする者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入すること。

3 3欄は、未定るときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。

4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。

5 7欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。

6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

別記様式第2の12
別記様式第1別紙3(1)又は別紙4(2)①の施設等の番号

河川法第23条の2(同法第100条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)の特例
(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第9号)関係
(略)

別記様式第2の10
別記様式第1別紙3(1)又は別紙4(2)①の施設等の番号

河川法第23条の2(同法第100条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)の特例
(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第7号)関係
(略)

<p>別記様式第2の13</p> <p>別記様式第1別紙3(1)又は別紙4(2)①の施設等の番号</p>	<p>別記様式第2の11</p> <p>別記様式第1別紙3(1)又は別紙4(2)①の施設等の番号</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の特例措置 (地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第10号) 関係 (略)</p> <p>別記様式第2の14</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の特例措置 (地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第8号) 関係 (略)</p> <p>別記様式第2の12</p>
<p>別記様式第1別紙3(1)又は別紙4(2)①の施設等の番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の特例措置 (地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第10号) 関係 (略)</p> <p>別記様式第2の15</p>	<p>別記様式第1別紙3(1)又は別紙4(2)①の施設等の番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の特例措置 (地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第8号) 関係 (略)</p> <p>別記様式第2の13</p>
<p>別記様式第1別紙3(1)又は別紙4(2)①の施設等の番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19第1項の特例措置 (地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第11号) 関係 (略)</p> <p>別記様式第3 (地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第1項関係)</p> <p>地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書</p> <p>年 月 日</p>	<p>別記様式第1別紙3(1)又は別紙4(2)①の施設等の番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19第1項の特例措置 (地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第9号) 関係 (略)</p> <p>別記様式第3 (地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第1項関係)</p> <p>地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書</p> <p>年 月 日</p>
<p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和七年四月一日)から施行する。 (経過措置)</p> <p>第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。</p> <p>{都道府県知事 市町村長} 殿</p>	<p>(略)</p> <p>市町村長 殿</p>